



少年サッカー連盟では、移籍に関して以下のようにいたします。  
詳しくは、ブロック委員長にお尋ね下さい。

## 移 籍 に つ い て

### < 定 義 >

- 移籍とは、登録年度途中に現在所属しているチームを脱退し、別のチームに所属変更すること。  
少年サッカー連盟では、4月の年度の切りかえで、別のチームに所属変更する場合は、移籍とみなしません。

### < 手 続 き > ※新システムでは処理が変わります。

- 選手が移籍を希望する場合、以下の手続きを行う。
  - ① 当該選手の移籍元チームは、自チームのweb登録より登録抹消手続きを行い、本協会の承認を得る。
  - ② 移籍先チームは、追加登録を行うと同時に、登録費を本協会(東京都サッカー協会)へ振り込む。
  - ③ 移籍元チーム、移籍先チームは、各々のブロック委員長に連絡する。
- 本規定の定めにより移籍元チームが「移籍承諾」を行わない場合は、本連盟の規律委員会が移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームと移籍先チームとの話し合いの場を設ける。

### < 公式試合への出場資格 >

少年サッカー連盟では、移籍元チーム、移籍先チームで選手の登録を承認したことが Web 上で確認でき次第、移籍先チームでの大会参加などの活動ができるようにします。

※ただし、選手が移籍元チームで大会に参加した場合、移籍先のチームで同じ大会に参加する事はできません。